

山形県環境学習支援団体 令和8年度募集案内

県では、環境保全に取り組み、県民の皆さんに対して施設見学や講座開催等を行っている団体を「環境学習支援団体」として認定し、ホームページや各種イベントでPRしています。

募集期間
6月26日(金)～8月21日(金)

認定を受けるメリットは？

- ☑ 県が認定証を交付しますので、認定されたことを表示し、環境学習に関する活動をPRいただけます。
- ☑ 県主催の環境イベントへの参加を通じて、活動のPRが可能です。
※令和7年度は「やまがた環境展2025」に4団体がブース出展し、来場者に各団体が実施する環境学習内容を体験いただきました。
- ☑ 県ホームページで、各団体の活動内容についてまとめたハンドブックを公開するなど、広報します。

認定の対象となる活動は？

環境学習施設等事業

所有する事業所、工場、展示場等の見学を通して環境学習の機会を提供する事業

環境学習講座等事業

講座や体験活動などを通して環境学習の機会を提供する事業



山形県環境エネルギー部環境企画課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号



ykanki@pref.yamagata.jp



023-630-3043



詳細はこちらから



認定要件や申請方法等について



認定要件

県内において環境学習を支援している民間団体で、その事業が下記の（１）～（９）の基準に該当すると認められるもの。

- (1) 年間を通じて、計画的に実施し、又は事業の利用の申込みがあった場合は、その都度実施することが可能なものであること。
- (2) 1年以上の実務経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- (3) 昼間において、一度に10人以上を対象とした実施が可能なものであること。
- (4) 利用者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられているものであること。
- (5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (6) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 利用者から徴収する費用の有無及びその費用のあるときはその概要を明示できるものであること。
- (8) 環境学習講座等事業を実施するものである場合には、原則として、認定の申請の前日1年間において当該事業を実施しているものであること。
- (9) 役員に暴力団関係者が含まれていない、暴力団と関係を有していないこと。

申請方法

「山形県環境学習支援団体認定申請書」、「事業計画書」に必要事項を記入のうえ、「定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの」、「事業概要を記載したパンフレットその他参考となる資料」、「申請日の前1年間における活動実績を記載した書類（環境学習講座等事業の場合）」を添付し、申請してください。

※詳しくは、県ホームページに掲載しています。

山形県 環境学習



申請書の提出先

最寄りの総合支庁保健福祉環境部環境課に、郵送、電子メールまたは持参により提出してください。

- ・村山総合支庁環境課〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68
TEL：023-621-8425 MAIL：ymurayamakankyo@pref.yamagata.jp
- ・最上総合支庁環境課〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
TEL：0233-29-1285 MAIL：ymogamikankyo@pref.yamagata.jp
- ・置賜総合支庁環境課〒992-0012 米沢市金池7-1-50
TEL：0238-26-6035 MAIL：yokitamakankyo@pref.yamagata.jp
- ・庄内総合支庁環境課〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1
TEL：0235-66-4756 MAIL：yshonaikankyo@pref.yamagata.jp

